

桐林クリーンセンター解体工事に関わる 環境保全協定書

令和6年6月

南 信 州 広 域 連 合
竜 丘 地 域 自 治 会
熊谷・シブキヤ特定建設工事共同企業体

桐林クリーンセンター解体工事に関わる環境保全協定

南信州広域連合（以下「甲」という。）と、竜丘地域自治会（以下「乙」という。）と、工事施工業者である熊谷・シブキヤ特定建設工事共同企業体（以下「丙」という。）との間で、甲が丙に発注する桐林クリーンセンター解体工事（以下「解体工事」という。）について、地域住民の健康を守り快適でかつ良好な生活環境の保全を図るため、次の1から10までの項目について協定を締結する。

- 1 甲及び丙は、解体工事の施工にあたり地域の良好な生活環境の保全を図る責務を有することを自覚し、誠意をもってこの協定を履行する。
- 2 解体工事の施工にあたっては、甲、乙及び丙が、相互に連絡協議を図り、円滑に工事を実施する。連絡体制は別紙1のとおりとする。
- 3 丙は、解体工事の施工にあたり、別紙2に定める環境保全協定値を遵守する。別紙2の項目に定めのない新たな規制又は有害物質が発生した場合は、甲、乙及び丙が協議の上、新たに環境保全協定値を設定する。
- 4 甲は、別紙3に定める環境調査（以下本項目において「環境調査」という。）を実施し、環境調査の結果を乙に報告する。なお、甲は環境調査を実施する日時を乙に連絡し、必要に応じて環境調査への立ち会いを依頼する。
- 5 丙は、環境保全の措置として別紙4に定める環境保全対策を講じる。
- 6 甲及び丙は、住民の健康被害に直接影響する場合や、解体工事の施工に伴って別紙2に定める環境保全協定値の項目1から項目4までについて協定値を超えた場合、直ちに工事を中断するとともに原因究明を行う。また、必要となる対策を講じるとともに、協定値を下回ったことを確認した後、乙に事のてん末を報告し、乙の了解が得られるまでは工事を再開しない。
- 7 甲及び丙は、解体工事の施工に伴って別紙2に定める環境保全協定値の項目5について協定値を超えた場合や、地域の生活環境保全上の問題点を認めた場合には原因究明を行う。また、必要となる対策を講じるとともに、協定値を下回ったことを確認した後、乙に事のてん末を報告する。
- 8 甲は、第三者機関として株式会社環境技術センターに委託し、別紙3の環境調査と解体工事中の施工監理を行わせる。
- 9 甲は、解体工事の発注者として上記1から8までの履行についての責務を連帯する。
- 10 この協定に定めのない事項又は条項目の解決について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙は、真摯に協議の上、当該解決の方法を決定するものとする。

本協定が成立したことを証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ保有する。

令和6年6月28日

(甲) 南信州広域連合 広域連合長

佐藤 健

(乙) 竜丘地域自治会 会長

小林 伸

(丙) 熊谷・シブキヤ特定建設工事共同企業体代表者
株式会社熊谷組 長野営業所長

齋藤 博之

地元代表者
竜丘地域自治会 会長 小林 伸

飯田労働基準監督署
飯田市高羽町 6 丁目 1 番地 5
☎ 0265-22-2635

飯田警察署
飯田市小伝馬町 1 丁目 3541 番地 2
☎ 0265-22-0110

中部電力パワーグリッド
飯田市吾妻町 100
☎ 0120-984-933

飯田市立病院
飯田市八幡町 438
☎ 0265-21-1255

発注者
南信州広域連合事務局
飯田市追手町 2-678 飯田合同庁舎 5F
☎ 0265-53-7100
飯田環境センター
飯田市松尾明 7513-1
☎ 0265-22-4066
事務長 松下 英喜

解体工事業者
熊谷・シブキヤ特定建設工事共同企業体
飯田市桐林 2254-47
現場代理人及び監理技術者 若狭 浩貴

代表者
株式会社熊谷組名古屋支店
名古屋市中区栄 4 丁目 2-26 ☎ 052-238-3477
株式会社熊谷組長野営業所
長野市南千歳 1 丁目 15 番地 3 ☎ 026-219-5611

施工監理者
(株)環境技術センター
松本市笹賀 5652-169
☎ 0263-27-1606
現場代理人 有賀 荘司

飯田市上下水道局
飯田市大久保町 2534 番地
☎ 0265-22-4511

飯田広域消防本部
伊賀良消防署
長野県飯田市上殿岡 721 番地
☎ 0265-25-0119

構成員
シブキヤ建設株式会社
長野県下伊那郡松川町元大島 2715-47
☎ 0265-36-2222

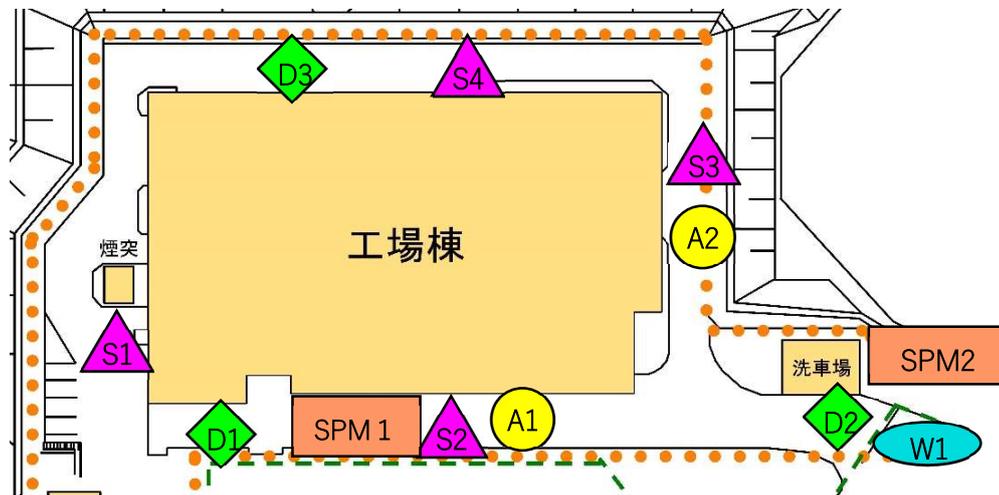
環境保全協定値

項目	協定値	根拠	測定位置	
1. 大気中ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m ³	「ダイオキシン類対策特別措置法」に定められる環境基準	工事区画境界付近 負圧集塵機排出口	
2. 土壌中ダイオキシン類	250pg-TEQ/g	「ダイオキシン類対策特別措置法」に定められる調査指標値	工事区画境界付近	
3. 土壌中の金属等 (第二種特定有害物質)		「環境基本法」に 定められる環境基準		
カドミウム	0.003mg/l			
鉛	0.01mg/l			
六価クロム	0.05mg/l			
砒素	0.01mg/l			
総水銀	0.0005mg/l			
アルキル水銀	検出されないこと			
セレン	0.01mg/l			
ふっ素	0.8mg/l			
ほう素	1mg/l			
シアン	検出されないこと			
4. 河川水中ダイオキシン類	1pg-TEQ/l	「ダイオキシン類対策特別措置法」に定められる環境基準	周辺河川	
5. 浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の 1日平均値	0.10 mg/m ³	「環境基本法」に定められる環境 基準	
	1時間値			0.20 mg/m ³
6. 騒音	L _{A5} (上端値)	85 dB	「騒音規制法」に定められる規制 値 ※特定建設作業	工事区画境界付近
7. 振動	L ₁₀ (上端値)	75 dB	「振動規制法」に定められる規制 値	

※いずれの値とも、各欄に示した値を上回らないものとする。

環 境 調 査

調査項目		調査地点	調査回数及び時期
大 気 質	ダイオキシン類	工事区画境界付近 2地点 (D1、D2) ※調査時の風向きにより設定	除染中に3回 (溶融炉、集じん機、煙突除染時) 解体中に4回 (溶融炉、集じん機、煙突解体時と管理区域除外後の建屋解体時) ※各24時間測定
	ダイオキシン類	負圧集塵機排出口 1地点 (D3) ※複数設置の場合は負荷が最大であると考えられる機器	除染中に3回 (溶融炉、集じん機、煙突除染時) 解体中に3回 (溶融炉、集じん機、煙突除染時)
	浮遊粒子状物質	工事区画境界付近 2地点 (SPM1、SPM2)	除染前～地下部解体終了まで ※自動測定器による連続測定
	アスベスト	工事区画境界付近 2地点 (A1、A2)	解体中に2回 (アスベスト含有建材撤去時)
土 壌	土壤汚染対策法の第二種特定有害物質 (ダイオキシン類含む)	工事区画境界付近 4地点 (S1～S4)	除染前に1回 焼却炉棟解体後に1回 ※標準土サンプリング法による
水 質	水質環境基準項目 (ダイオキシン類)	周辺水路1地点 (W1)	設備除染後の降雨時



※調査地点は、負圧集塵機排出口でのダイオキシン類と水質を除き、工事の影響を迅速かつ確実に捉えることのできる工事区画（工事用仮囲いの内側を指す）の作業場所近くの境界付近とする。但し、大気質の浮遊粒子状物質は工場敷地東側正門付近及び南側フェンス沿いの2地点とする。また、土壌は、この3地点に旧焼却場北西側の法面部を加えた4地点とする。

※騒音及び振動については「騒音規制法」に定められる規制値、「振動規制法」に定められる規制値環境を遵守するため調査項目に含めない。ただし、近隣企業において支障のある場合には別途協議を行う。

環境保全対策

項目	国の要綱に基づく対策	国の要綱に上乗せする対策
1. 作業場所の外部との隔離	仮設の壁等による作業場所の隔離、防災シート等による作業場所の養生をする	重機や資材、廃棄物等の物資の出し入れを行う前室を設定する
		作業場所の空気が環境基準を下回ることを確認するまで、外部（雨水含む）との隔離の解除を禁止する
2. 汚染物質の外部への漏洩防止	作業に伴って発生する排気を集塵機で処理する	機器を用いての、集塵機へと空気が導かれているかの確認を行う 集塵機から排出される空気を測定する
	作業に伴って発生する排水を施設で処理する	排水の土壌への浸透を防止するためのコンクリート打設と防液堤を設置する
	更衣室の設置と、更衣室と作業場所の間にエアシャワーを設置する	更衣室（クリーンルーム）での着替えの徹底のための記録の義務付ける
3. 設備に付着した汚染物の除去	高圧洗浄による汚染物を除去する	耐火物の複数回洗浄する
		建物内部を洗浄する
		汚染物除去を確認するための分析を行う
4. 解体作業で発生する排水の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・排水処理施設で処理し再利用する ・除染排水は地区外へ放流しない 	排水処理設備に残った排水は分析後、全量を産業廃棄物として処分する
5. アスベスト含有建材の撤去	湿潤化し、手作業で原形のまま撤去する	パッキン等の細かな部品をアスベスト含有とみなして撤去する
6. 解体廃棄物の処理	種類に応じて分別排出し、適切に処分する	洗浄後の耐火物と煙突躯体コンクリートについて、ダイオキシン類及び重金属類の分析を行った上で、適切に処分する
		保管時における雨水浸透防止を行う
7. 工事車両通行時の安全対策 ※通勤車両を除く	—	指定ルートでの通行、通勤・通学時間帯（7時00分～8時30分、16時30分～18時30分）の通行の回避、解体廃棄物搬出入時における桐林クリーンセンター出入口付近への交通誘導員を配置する
8. 騒音・振動等の低減	—	排出ガス対策型建設機械、低騒音・低振動型建設機械を使用する

※要綱とは「廃棄物焼却施設内におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号）。

※アスベスト含有建材の撤去は、「石綿障害予防規則」に示されるもの。

※工事車両ルート（通勤車両を除く）は別図1のとおり

<工事車両ルート（通勤車両を除く）>

